

船橋市マンション管理士等派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、マンション管理士等を派遣することにより、市内の分譲マンション管理組合（以下「管理組合」という。）の適切な運営及び管理を支援し、市民の良好な居住環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次項に定めるもののほか、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号、以下マンション管理適正化法という）の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 団体 一般社団法人千葉県マンション管理士会、一般社団法人千葉県建築士会及び公益社団法人千葉県建築士事務所協会その他市長が認めた団体をいう。

(2) マンション管理士等 次に掲げるどちらかの資格を有する者をいう。

ア マンション管理適正化法第2条第5号に規定するマンション管理士で、かつ、前号に規定する団体に所属する者をいう。

イ 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第2条に規定する建築士で、かつ、前号に規定する団体に所属する者をいう。

(3) 申請者 管理組合の役員で、派遣による相談業務等を希望する者

(派遣内容)

第3条 マンション管理士等の派遣は、予算の範囲内において、次のとおり行うものとする。

(1) 派遣人数は、1回の派遣につき2人とする。

(2) 派遣時間は、1回の派遣につき原則2時間とする。

(3) 派遣回数は、同一の管理組合について、同一の年度につき2回を限度とする。

2 マンション管理士等は、次に掲げる事項に対して、相談業務等を行う。

(1) 管理組合の運営及び管理規約等に関する事項

(2) 維持管理費又は修繕積立金等の財務に関する事項

(3) 管理委託契約等に関する事項

(4) 大規模修繕計画に関する事項

(5) 長期修繕計画に関する事項

(6) 耐震に関する事項

(7) 前各号に掲げるもののほか、マンションの管理及び運営に関する事項

3 マンション管理士等は、次に掲げる事項は行わない。

(1) 耐震診断の実施

(2) 測定器等による建物の精密測定並びに劣化診断及び劣化調査

(3) 大規模修繕計画の作成

(4) 長期修繕計画の作成

(5) 修繕工事等の設計及び見積書等の比較検討又は業者紹介

(6) 管理組合内の紛争解決及び権利調整

(7) 居住者間又はマンション周辺居住者との紛争解決及び権利調整

(8) 前各号に掲げるもののほか、前項の趣旨に合致しない事項

(派遣申請)

第4条 申請者は、マンション管理士等（無料相談・派遣）申請書（第1号様式）により、市長に申請しなければならない。

2 申請者は、派遣の可否の審査及びマンション管理士等の選任のため、マンション管理士等派遣申請書に記載した事項を市長から団体へ情報提供することについて同意するものとする。

（派遣の可否決定）

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、可否の決定を行う。なお、派遣を行う場合は、団体に対しマンション管理士等派遣依頼書（第2号様式）によりマンション管理士等の選任を依頼するものとする。

2 前項の規定による依頼を受けた団体は、申請者と日程調整及びマンション管理士等の選任を行い、派遣するマンション管理士等及び派遣日時をマンション管理士等派遣者選任届（第3号様式）により市長に提出するものとする。

3 市長は、第1項の可否決定について、マンション管理士等派遣可否決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（変更届）

第6条 申請者は、マンション管理士等派遣可否決定通知書の記載事項に変更があるとき、その旨をマンション管理士等派遣変更届（第5号様式）により市長に届け出なければならない。

（実績報告）

第7条 マンション管理士等を派遣した団体は、派遣終了後14日以内に、申請者又は申請者の所属する管理組合の役員の署名を得たマンション管理士等派遣実績報告書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（派遣の辞退）

第8条 マンション管理士等の派遣の決定を受けた申請者が、やむを得ない事情等によりマンション管理士等の派遣を要しなくなった場合は、マンション管理士等派遣辞退届（第7号様式）により市長に届け出なければならない。

（派遣決定の取消し）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、マンション管理士等の派遣の決定を取り消すものとする。

（1）前条の規定による届出があったとき。

（2）虚偽の申請その他不正な手段により派遣の決定を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により第5条第3項の決定を取り消した場合はマンション管理士等派遣決定取消通知書（第8号様式）により申請者に通知する。

（費用の負担）

第10条 マンション管理士等の派遣に要する管理組合の費用は、無料とする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

第1号様式

マンション管理士等（無料相談・派遣）申請書

船橋市長 あて

住所

氏名

電話番号

（派遣の場合）管理組合名・役職

船橋市マンション管理士等派遣事業実施要綱第4条に基づき、下記のとおりマンション管理士等の【 無料相談 ・ 派遣 】を申請します。

記

マンション概要	建設年	年	棟数	棟	階数	階建
	戸数	戸	事務所・店舗等の併用		有・無	
	管理費月額	円	修繕積立金月額		円	
相談内容						
希望日時	第1希望	年	月	日 ()	時	分
	第2希望	年	月	日 ()	時	分
希望場所				参加人数	人	
<input type="checkbox"/> 相談対応準備のため、これらの情報を（一社）マンション管理士会へ提供することに同意します（同意（ <input checked="" type="checkbox"/> ）がない場合は受付できません）。						

●マンション管理無料相談について

- 遅刻された場合には、原則、相談時間を延長することは出来ません。
- 予約をキャンセルされる場合には、相談日前の開庁日※までに船橋市住宅政策課（047-436-2712）へご連絡ください。
- ※月曜から金曜までの午前9時から午後5時まで（祝休日・年末年始を除く）

●注意事項

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、以下の点についてご協力頂きますようお願いいたします。
 - ・相談会当日は外出前に検温し、発熱が無いことを確認すること
 - ・相談室に入る前に手洗い又は消毒を行うこと
 - ・マスク等を着用すること

第2号様式

マンション管理士等派遣依頼書

船住第 号
年 月 日

様

船橋市長



年 月 日付けで申請のあったマンション管理士等の派遣について、下記のとおり船橋市マンション管理士等派遣事業実施要綱第5条第1項の規定により依頼します。

記

管理組合	所在地			
	名称			
申請者	役職			
	氏名			
電話番号				
相談内容				
希望日時	第1希望	年	月	日 () 時 分
	第2希望	年	月	日 () 時 分
希望場所				

第3号様式

マンション管理士等派遣者選任届

年 月 日

船橋市長 あて

マンション管理士等団体名 _____

代表者名 _____

年 月 日付船住第 号にて依頼のありましたマンション管理士等の派遣について、下記のとおり派遣者を選任しましたので、船橋市マンション管理士等派遣事業実施要綱第5条第2項の規定により届け出ます。

記

派遣者名	
日 時	

第4号様式

マンション管理士等派遣可否決定通知書

船 住 第 号
年 月 日

様

船橋市長



年 月 日付けで申請のあったマンション管理士等派遣申請について、下記のとおり決定しましたので、船橋市マンション管理士等派遣事業実施要綱第5条第3項の規定により通知します。

記

派遣の可否	可 ・ 否
理由 (否の場合)	
日 時	
場 所	

マンション管理士等派遣変更届

年 月 日

船橋市長 あて

年 月 日付船住第 号のマンション管理士等派遣可否決定通知書の内容について、下記の変更が生じたので、船橋市マンション管理士等派遣事業実施要綱第6条の規定により届け出ます。

記

変更事項	
変更理由	

マンション管理士等派遣実績報告書

年 月 日

船橋市長 あて

マンション管理士等団体名 _____

代表者名 _____

派遣者名 _____

派遣者名 _____

申請者署名（役職・氏名） _____

年 月 日に実施したマンション管理士等の派遣について、下記のとおり完了しましたので、船橋市マンション管理士等派遣事業実施要綱第7条の規定により報告します。

記

マンション管理組合名	
日 時	
場 所	
内容（別紙可）	

第7号様式

マンション管理士等派遣辞退届

年 月 日

船橋市長 あて

管理組合名 _____
住所 船橋市 _____
役職・氏名 _____
代表者電話番号 _____

年 月 日付船住第 号にて決定を受けたマンション管理士等派遣について、
下記の理由のため、船橋市マンション管理士等派遣事業実施要綱第8条の規定により、
派遣を辞退します。

記

理 由	
-----	--

マンション管理士等派遣決定取消通知書

船 住 第 号
年 月 日

様

船橋市長



年 月 日付船住第 号で通知したマンション管理士等派遣の決定について、
下記の理由により取り消しましたので、船橋市マンション管理士等派遣事業実施要綱第9
条第2項の規定により通知します。

記

理 由	
-----	--